

「鳥取県高校生等奨学給付金」のご案内 (返還は不要です)

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。

どんな世帯が対象なの？

以下の3点すべてに当てはまる方が対象です。

- ①市町村民税所得割額非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ③就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学

※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。



いくらもらえるの？（第1子、第2子の考え方は裏面をご覧ください）

支給対象者	支給額（年額）		申請に必要な添付書類
	国公立 の場合	私立 の場合	
生活保護受給世帯（通信制在学者も同額）	32,300円	52,600円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
生活保護受給世帯以外			
通信制以外			
第1子の高校生等がいる世帯	80,800円	89,000円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700円	138,000円	対象となる高校生等本人及び15歳以上(中学生以下を除く。)23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し
通信制			
高校生等がいる世帯	36,500円	38,100円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し

どうすれば申請できるの？

●県内高校に在学している方

・対象者には7月頃学校から案内があります。申請は7月末までの各学校で定める日までとなります。申請書、添付書類の提出先は、在学する高校です。

●県外高校に在学している方

・申請書を送付しますので、直接育英奨学室までお問い合わせください。申請書は7月31日（火）までに、育英奨学室へ提出してください。

●給付金は、年額を10月から12月にかけて支給する予定です。

高校生等が複数いらっしゃる世帯は、高校生等の人数分の申請ができます。給付金の支給区分については、裏面をご覧ください。



※制度の概要（支給額等）は、平成30年度県当初予算（案）のものであり、予算審議の状況により変更となる場合があります。

第1子、第2子等の考え方(金額は生活保護受給世帯以外の場合)

高校生等（年齢は問わない）

15歳以上(中学生は除く)23歳未満

●子ども1人世帯



【全日制等】(第1子)
国公立 80,800円
私立 89,000円



【全日制等】(第1子)
国公立 80,800円
私立 89,000円



扶養されていない

●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

▼ 高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)
国公立 80,800円
私立 89,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



【通信制】
国公立 36,500円
私立 38,100円



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円

(注)兄弟姉妹に通信制の高校生等がいる場合には、通信制以外の高校生等は給付額を増額した「第2子以降」の単価となる

▼ 高校生等以外の子どもがいる場合



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



扶養されている
(大学生など)



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円



増額

【全日制等】(第2子以降)
国公立 129,700円
私立 138,000円

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会 育英奨学室

電話：0857-26-7541、0857-29-7145

ファクス：0857-26-8176

メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp